芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定について

平成２５年１月１１日
公　園　自　然　課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区について平成24年10月30日に告示、再指定を行いました。

野生鳥獣の保護を図るために鳥獣保護区を指定(狩猟の禁止)することができますが、その中でも特に重要な地域を「鳥獣保護区特別保護地区」として指定し、狩猟の禁止に加えて木竹の伐採等の開発行為の制限が可能です。

（鳥獣保護区特別保護地区には、環境大臣が指定する国指定特別保護地区と都道府県知事が指定する都道府県指定特別保護地区があり、県内には国指定特別保護地区が2箇所(大山、中海)、県指定特別保護地区が3箇所(久松山、芦津、三徳山)指定されています。）

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の概要

１　特別保護地区の概要

（１）区域　芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域（267ha）

（２）存続期間　平成24年11月1日から平成34年10月31日まで（10年間）

（３）特別保護地区の指定目的（森林鳥獣生息地の保護区）

芦津鳥獣保護芦津特別区は八頭郡智頭町の東部に位置し、人里から離れた奥山地域で積雪も多い地域である。特別保護地区南の境界には北股川が流れ、深いV字谷を形成し、一帯は芦津渓谷として景勝地で知られている。当該地域は天然林であり、ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯の落葉広葉樹に天然スギ等の針葉樹天然木が混交し、多様な植物相を示し、林野庁の林木遺伝資源保存林や国定公園特別地域にも指定されている。豊かな自然を有する区域で、多様な鳥獣が生息しており、芦津鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

２　特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。

また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、特別保護地区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者である国、県、町と連携して、積極的に推進していく。

なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。

３　特別保護地区の区域に編入する土地の内訳

総面積 267ha（林野 267ha　自然公園法による地域(特別地域)(氷ノ山後山那岐山国定公園)267ha）

所有者別内訳　国有地　88ha（林野庁所管、林木遺伝資源保存林 88ha）

地方公共団体有地 179ha（県有地 95ha 町有地 84ha）

４　鳥獣の生息状況等

（１）植物相の概要

ブナを代表する冷温帯落葉広葉樹天然林に、天然スギやミズナラ、トチノキ、カエデ類が混交し林冠を形成する。下層はチシマザサほか冷温帯の植物で構成され、西日本では数少ないブナ－チシマザサ群落を形成する。標高600mの芦津渓谷から標高1,000mを越える尾根筋まで標高差が400mを越え、急峻な地形で人間活動が制限されてきたこともあり、冷温帯の多様な植物相が残されている。

（２）動物相の概要

当該地域は、鳥取県内でも高標高地の積雪の多い地域である。その急峻な地形からも、手つかずの天然林が残されており、攪乱の少ない生息環境でツキノワグマやヤマネに代表される奥山の動物相が維持されてきた地域である。

また、境界にある三滝ダムにより、カルガモやオシドリ等の水鳥も観察され、多様な動物相を有する地域となっている。

（３）農林水産物の被害状況

当該特別保護地区周辺には耕作地は無く、農業被害は発生していない。また、当該地区は天然広葉樹林であり、ニホンジカによる林業被害も発生しておらず、有害鳥獣捕獲は行われていない。

鳥獣保護区制度の概要

○鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため指定するもの

【区分】

・国指定鳥獣保護区は、国際的又は全国的な見地から国（環境大臣）が指定するもの

・県指定鳥獣保護区は、地域の見地から知事が指定するもの

○**区域内においては鳥獣の捕獲が禁止**。また、**鳥獣の保護繁殖を図るため必要な場合には、特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制**される。

○指定区分

①森林鳥獣生息地の保護区、②大規模生息地の保護区、③集団渡来地の保護区集団渡来地、④集団繁殖地の保護区、⑤希少鳥獣生息地の保護区、⑥生息地回廊の保護区、⑦身近な鳥獣生息地の保護区の７種類がある。

※県内指定状況（平成２４年１１月１日現在）

県指定鳥獣保護区：２０ヶ所　19,344ha　　国指定鳥獣保護区：２カ所　14,738ha

うち**特別保護地区：　３ヶ所　377ha**　　うち特別保護地区：２ヶ所　10,312ha

（久松山、芦津、三徳山）

区　　分	制　度　の　概　要	規　制　の　概　要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	野生鳥獣の保護繁殖を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟での捕獲行為を禁止 ・営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	**鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護繁殖を図るため、特に必要と認められる地域を指定するもの。**	**【要許可行為】 ・水面の埋立又は干拓 ・木竹の伐採 ・工作物の新築、改築等**	**鳥獣保護区の存続期間の範囲内 更新は無し、その都度指定**

【鳥獣保護区・特別保護地区の概念図】

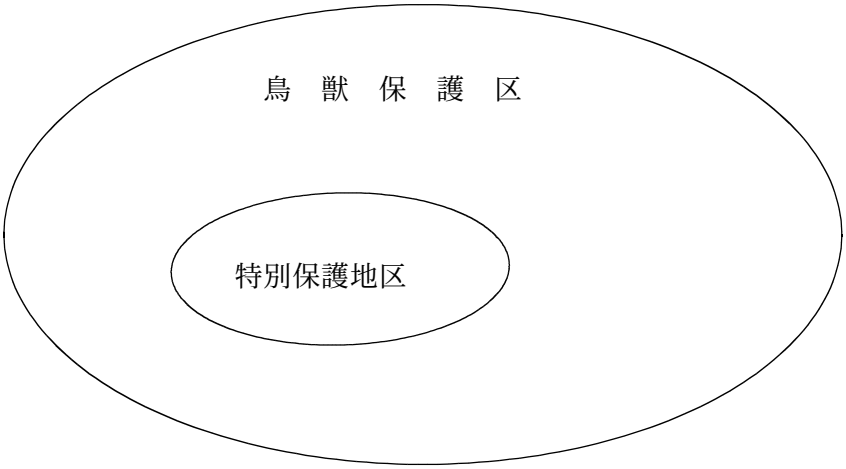

鳥取県指定芦津鳥獣保護区
芦津特別保護地区

指定計画書

平成２４年１１月１日

鳥取県

1　特別保護地区の概要

（１）特別保護地区の名称

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区

（２）特別保護地区の区域

芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林 59 林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る 168 林班から 170 林班までの区域

（３）特別保護地区の存続期間

平成２４年１１月１日から平成３４年１０月３１日まで（１０年間）

（４）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（５）特別保護地区の指定目的

芦津鳥獣保護区は鳥取県八頭郡智頭町の東端に位置している。鳥獣保護区中央部分には東から西に北股川が流れ、鳥獣保護区の下流域では深い V 字谷を形成し、一帯は芦津渓谷として景勝地で知られている。当該地域は人里から離れた奥山地域で積雪も多く、急峻な渓谷地形であり、ツキノワグマに代表される奥山の鳥獣が生息している保護区である。

特に、特別保護地区は天然林であり、ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯の落葉広葉樹に天然スギ等の針葉樹天然木が混交する天然林で、多様な植物相を示している。そのため、林野庁の林木遺伝資源保存林や国定公園特別地域にも指定されており、豊かな自然を有する区域で、周辺地域より多様な鳥獣が生息している。また、地域を代表する獣類としてツキノワグマがあげられる数少ない地域である。

このため、当該区域は芦津鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第２９条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2　特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。

また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、特別保護地区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者である国、県、町と連携して、積極的に推進していく。

なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。

３　特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　２６７ ha（区域の増減なし。面積増は精査による増。）

内訳

ア　形態別内訳

林　野　２６７ ha

農耕地　　０ ha

水　面　　０ ha　＜干潟　０ ha ＞

その他　　０ ha

イ　所有者別内訳

国有地　　８８ ha

- 国有林
  - 林野庁所管　８８ ha
    - 制限林８８ ha
      - 保安林　　０ ha
      - 砂防指定地　０ ha
      - その他　　８８ ha
        (林木遺伝資源保存林)
    - 普通林　０ ha
  - 文部科学省所管　０ ha
  - その他　　０ ha
- 国有林以外の国有地　　０ ha

地方公共団体有地　　１７９ ha

私有地等　　０ ha

公有水面　　０ ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域　０ ha

自然公園法による地域　２６７ ha　　特別保護地区　　０ ha

（氷ノ山後山那岐山国定公園）　　特別地域　　２６７ ha

普通地域　　０ ha

文化財保護法による地域　　０ ha

4　指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

芦津鳥獣保護区特別保護地区は芦津鳥獣保護区の西北部に位置する。標高 600 mの北股川・芦津渓谷を南端にし、そこから北部の標高 1,000 mを越える尾根筋までのまとまった天然性の針葉樹と広葉樹が混交する冷温帯天然林 267ha の地域が特別保護地区となっている。

イ　地形、地質等

特別保護地区の南端を東から西に千代川支流の北股川が流れている。当該地域は花崗岩地帯であり、北股川により、深い V 字谷を形成、一帯は芦津渓谷として知られている。なお、当該地域の花崗岩中には閃緑岩を含有しているのが、特徴となっている。

北方の境界となる尾根筋は標高 1,000 mを越え、尾根から北股川に向かい、深い谷や急傾斜地がみられている。

特別保護地区南端の中央付近には、日本最後のバットレスダムとして土木学会選奨土木遺産に選ばれた三滝ダム（ダム湖）もある。

ウ　植物相の概要

ブナを代表する冷温帯落葉広葉樹天然林に、天然スギやミズナラ、トチノキ、カエデ類が混交し林冠を形成する。下層はチシマザサほか冷温帯の植物で構成され、西日本では数少ないブナ－チシマザサ群落を形成する。標高 600 mの芦津渓谷から標高 1,000 mを越える尾根筋まで標高差が 400 mを越え、急峻な地形で人間活動が制限されてきたこともあり、冷温帯の多様な植物相が残されている。

エ　動物相の概要

当該地域は、鳥取県内でも高標高地の積雪の多い地域である。その急峻な地形からも、手つかずの天然林が残されており、攪乱の少ない生息環境でツキノワグマやヤマネに代表される奥山の動物相が維持されてきた地域である。

また、境界にある三滝ダムにより、カルガモやオシドリ等の水鳥も観察され、多様な動物相を有する地域となっている。

（2）生息する鳥獣類

ア　鳥類

カワウ、アオサギ、オシドリ、カルガモ、ミサゴ、クマタカ、ハチクマ、トビ、ハイタカ、ハヤブサ、ヤマドリ、キジバト、アオバト、ヤマセミ、カワセミ、ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、イワツバメ、キセキレイ、セグロセキレイ、○ヒヨドリ、モズ、カワガラス、○ミソサザイ、カヤクグリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、ツグミ、マミジロ、トラツグミ、クロツグミ、ヤブサメ、○ウグイス、キビタキ、オオルリ、キクイタダキ、エナガ、コガラ、○ヒガラ、○ヤマガラ、シジ

ュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、○ホオジロ、カシラダカ、アトリ、カワラヒワ、イカル、カケス、ハシボソガラス、○ハシブトガラス

注　○：一般的に見られる種

＿：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規定される希少種または天然記念物

イ　獣類

○ツキノワグマ、イノシシ、○ニホンジカ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、アナグマ、ホンドテン、イタチ科 sp、ニホンノウサギ、ニホンリス、ホンドモモンガ、ヤマネ、スミスネズミ、○アカネズミ、ヒメネズミ、カワネズミ、ジネズミ、コウモリ類

注　○：一般的に見られる種

＿：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規定される希少種または天然記念物

（３）当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区周辺には耕作地は無く、農業被害は発生していない。また、当該地区は天然広葉樹林であり、ニホンジカによる林業被害も発生しておらず、有害鳥獣捕獲は行われていない。

５　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第３２条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

６　施設整備に関する事項

①鳥獣保護区用制札	０本
②特別保護地区用制札	４本
③案　内　板	０基
④給　水　器	０基
⑤給　餌　台	０基
⑥巣　箱	０個
⑦そ　の　他	なし

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区位置図